

**高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
における各種届出等に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応につ
いて**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置として、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における各種届出書等の提出について、当面の間、申請手数料が掛かるものを除き、郵送による提出の受付を行います。

【郵送による届出書等の提出に係る注意点】

- ・ 郵送により届出書等の提出をしようとする場合には、事前に県担当者に電話で連絡するとともに、提出書類をFAX又は電子メールの添付ファイルで送信し、内容についての確認を受けてください。なお、詳細な説明が必要なもの等については、窓口での提出をお願いする場合があります。
- ・ 県担当者の確認を受けた各種届出書等の提出書類は、正・副2部を作成し、返信用の封筒（返信に必要な切手を貼付したもの）と共に郵送してください。
- ・ 県では、届出書等の郵送の途中での事故には責任を負いません。郵送による提出の場合は、簡易書留やレターパックプラスの活用をお薦めいたします。

【届出書等の提出先】

〒 260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県 産業保安課 保安対策室

【届出書等の内容確認先】

産業保安課 保安対策室

TEL : 043-223-2736

FAX : 043-227-3548

電子メール : hoan4@mz.pref.chiba.lg.jp